

条例の改正の内容でございますが、別表の東福生駅東口公園の後に公園の名称として志茂公園、位置として福生市志茂七三番地一を加えようとするものでございます。

附則におきましては、本条例は平成四年四月一日から施行しようとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十四号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十二 議案第二十五号 福生市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第二十五号 福生市都市計画審議会条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、現在、当審議会は会長及び委員十七人で組織され、市長の諮問機関と

して都市計画の策定及び都市計画事業の実施に関し必要な事項を調査、審議を行っているところでございます。今回新たに当審議会委員に消防署長を加えまして、専門的な立場から御意見を聞くことにより、さらに災害等に強いまちづくりを進めるために組織等を一部改正し、合わせて条文の字句の整備をいたそうとするものでございます。

それでは、改正の主な内容について御説明申し上げます。第三条の組織につきまして委員「十七人」を「十八人」に改め、さらに第四条の委員につきまして同条第一項第三号中の関係行政機関の職員「二人」を「三人」に改めようとするものでございます。その他条文の字句の整備をさせていただきます、それぞれ合わせて改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例の施行日を平成四年四月一日からとすることを定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十五号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十三 議案第二十六号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第二十六号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回改正しよういたしますのは、消防団の報酬及び費用弁償で、火災その他災害等訓練及び警戒のために出動した場合の出動手当の改正でございます。

次に、改正内容でございますが、別表第一の報酬の改定でいずれも年額ですが、団長が「二六五、〇〇円」を五・七％引き上げ「二八〇、〇〇〇円」に、副団長が「二一二、〇〇〇円」を五・七％引き上げ「二二四、〇〇〇円」に、分団長が「一五三、〇〇〇円」を五・九％引き上げ「一六二、〇〇〇円」に、副分団長が「一一六、〇〇〇円」を六％引き上げ「一二三、〇〇〇円」に、部長が「一〇三、〇〇〇円」を五・八％引き上げ「一一〇九、〇〇〇円」に、班長が「七〇、〇〇〇円」を五・七％引き上げ「七四、〇〇〇円」に、団員「六〇、〇〇〇円」を六・七％引き上げ「六四、〇〇〇円」にそれぞれ引き上げ、改めようとするものでございまして、平均引上率は六・二％でございます。

次に、別表第二の費用弁償の改正であります。火災等で出動した場合、現行一回につき「二、三〇〇円」を「二、五〇〇円」に、訓練などに出動した場合一回につき「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改めようとするものでございます。なお、これらに要する財源でございますが、報酬全体では一千四百二十四万八千円が一千五百十二万六千円に、八十七万八千円ほどの増額。費用弁償につきましては二千三百五十一万七千円が二千四百九十三万円に、百四十一万三千円の増額を必要とするものでございます。

次に、附則であります。この条例の施行は平成四年四月一日から施行しようとするものであります。なお、経過措置として改正後の福生市消防団に関する条例、別表第二の規定は、施行日以降の出動にかかる費用弁償の額から適用し、施行日以前の出動にかかわる費用弁償の額についてはなお従前の例によるものとさせていただきます。

のでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十六号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十四 議案第二十七号 福生市高齢者看護料資金貸付基金条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第二十七号 福生市高齢者看護料資金貸付基金条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、看護を必要とする高齢者が基準看護でない病院等に入院した場合、付添費用は月約三十万円もかかり、なおかつ、高齢者は高齢のため長期間の療養が必要となっているのが現状であります。そこで、付添看護料の支払いが困難な高齢者に療養に必要な資金の貸付を行うことによ

て療養の確保とその生活が図れるよう本条例を提案申し上げるものでございます。
それでは、条例の内容について御説明申し上げます。第一条につきましては基金の設置をうたったものでございます。

第二条につきましては基金の額を定めておりまして、平成四年度当初予算に予算措置をさせていただいたものでございます。

第三条におきましては基金の管理方法について定めておりまして、金融機関への預金、その他最も確実な方法によるものとしているものでございます。

第四条につきましては基金から生じます運用収益は一般会計歳出予算に繰り入れようとしているものでございます。

第五条は貸付対象者に対して定めておりまして、老人保健法の対象となります市内に住所があります七十歳以上の者及び六十五歳以上七十歳未満の者であって、寝たきりの状態の者で、支払いによって生活が困難となる恐れのある者としております。

第六条は貸付金の額について定めておりまして、国の看護料支払見込額と都の看護料差額助成の見込額との合計額の範囲とするものでございます。

第七条は貸付金には利子を付さないという規定でございます。

第八条は貸付の申請手続きについてでありまして、市の規則で定めるところにより申請することを規定したものでございます。

第九条は貸付の徹底について規定したものでございます。

第十条は貸付及び償還の方法について、市の規則で定めようというものであります。

第十一条は貸付の取り消しについての規定をしたものでございます。

第十二条は償還の減免について定めたものでございます。

第十三条は任意規定でございます。条例の施行について必要な事項は市規則で別に定めるものとしたものでございます。

附則といたしまして、条例の施行は平成四年四月一日から施行し、同日以降に受ける看護料の支払い対象となる療養の給付から適用するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十七号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十七号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 一時まで休憩をいたします。

午前十一時 五十六分 休憩

午後 一時 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程第二十五 議案第二十九号 東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部改正についてから、日程第三十二 議案第三十六号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正についてまでの八案を一括して議題といたします。

本八案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 森田 進君登壇)

○総務部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第二十九号 東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部改正についての議案以下、議案第三十六号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正議案まで、改正内容がほとんど同じでございますので、八議案を一括して提案理由並びにその内容について順次御説明申し上げます。

まず、本八議案でございますが、議案第二十九号の東京都市町村公平委員会共同設置規約の改正については地方自治法第二百五十二条の七第二項の規定による規約の改正で、議案第三十号の東京都市町村職員退職手当組合規約の一部改正以下、議案第三十六号の東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正までは地方自治法第二百八十六条第一項の規定による規約改正議案でございます。御承知のとおり、これらの規約改正につきましては、地方自治法の規定に従いまして関係市町村が協議をし、構成市町村の議決を得て東京都知事へ機関の共同設置規約については届け出で、一部事務組合規約の改正については許可を受けなければならない規定になっております。そこで、本議案の議決をお願いいたしたく御提案申し上げます次第でございます。

それでは、各議案の改正内容につきまして御説明を申し上げます。まず最初に、議案第二十九号の東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部改正でございますが、東京都市町村公平委員会を共同設置をいたしております構成団体の新島本村が本年四月一日をもって新島村と名称を変更することに伴い、規約第一条の機関の共同設置の構成団体を定めた規約、別表中の「新島本村」を「新島村」に改めようとするものでございます。

次に、議案三十号の東京都市町村職員退職手当組合規約の一部改正でございますが、この改正内容といしましては、まず先般の地方自治法第九十六条の改正によりまして、従来組合等の監査委員の選出については知識経験を有する者及び議員のうちから選出することになっておりましたが、この「知識経験を有する者」の表現が「識見を有する者」に改められましたので、規約第十二条中の監査委員を定めた規約

の条文の表現を同様に改めようとするものでございます。それから、先ほどの議案第二十九号と同じ退職手当組合の組織団体でございます新島本村が四月一日をもって新島村と名称が変更するため、規約別表第一中を改正しようとするものでございます。また、規約別表第二の組合議員選挙区及び定数につきましても、第四区の構成地方公共団体であります「新島本村」を「新島村」に改めるものでございます。なお、附則としましては、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第三十一号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部改正についてでございますが、本案につきましても先ほどの議案第三十号と同様、監査委員の選任を定めた規約第十二条の「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改めるものでございます。また、さらに規約別表第一中の構成団体であります「新島本村」を「新島村」に改め、規約別表第二の組合議会の議員の選挙区の第三区の「新島本村」を「新島村」に改めようとするものでございます。なお、附則といたしましては、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第三十二号 東京都市町村総合事務組合規約の一部改正につきまして、先ほどの議案第三十号と同様規約第十二条中の監査委員の選任について、現行の「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改め、規約別表第一の組合を組織する地方公共団体の「新島本村」を「新島村」に改めるものでございます。また、別表第三の組合議会の議員の選挙区の第三区の組織市町村の「新島本村」を「新島村」に改めるものでございます。なお、附則といたしましては、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第三十三号 西多摩農業共済事務組合規約の一部改正についてでございますが、本案につきましては規約第十三条第二項中の監査委員の選任についての表現を「知識経験を有する者」から「識見を有する者」に改めようとするものでございます。また、附則といたしましては、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第三十四号 青梅、羽村、福生地区都市下水路組合規約の一部改正についてでございますが、本案も先ほど議案第三十三号で御説明申し上げました内容と同様、規約第十条第五項中の監査委員の選任

についての表現を「知識経験を有する者」とあるのを「識見を有する者」に改めようとするものでございます。また、附則といたしましては、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第三十五号 西多摩衛生組合規約の一部改正についてでございますが、本案につきましても先ほどの議案第三十三号で御説明申し上げました内容と同様、規約第十二条中の監査委員の選任について「知識経験を有する者」とあるのを「識見を有する者」に改め、附則といたしましては、改正規約の施行日を東京都知事の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第三十六号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正についてでございますが、本案につきましても先ほど議案第三十三号で御説明申し上げました内容と同様、規約第十四条中の監査員の選任について「知識経験を有する者」とあるのを「識見を有する者」に改め、附則といたしまして、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第二十九号の東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部改正議案から、議案第三十六号の東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正議案までの提案理由並びに改正内容について御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、説明といたします。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本八案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十九号から議案第三十六号までの八件について、個別に採決いたします。
お諮りいたします。

議案第二十九号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十九号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星人君） 次に、議案第三十号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星人君） 次に、議案第三十一号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十一号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星人君） 次に、議案第三十二号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星人君） 次に、議案第三十三号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十三号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星人君） 次に、議案第三十四号についてお諮りいたします。

○ 本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり」）

○ 議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十四号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（赤星行人君） 次に、議案第三十五号についてお諮りいたします。

○ 本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり」）

○ 議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十五号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（赤星行人君） 次に、議案第三十六号についてお諮りいたします。

○ 本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり」）

○ 議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十六号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（赤星行人君） 日程第三十三 議案第三十七号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第六号）を

議題といたします。

○ 本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○ 企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第三十七号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第六号）の提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

○ 今回の補正予算は最終予算といたしまして、一部歳入につきましては補助金の追加交付及び前年度実績等を考慮いたしまして見込数値を、歳入に占めましては追加事業費が認められました熊川緑地（仮称）の新設事業費を計上しておりますが、総体的には歳入歳出とも事務事業の実績及び確定に基づく精算による

ものが主たる内容でございます。

○ それでは、予算書に基づきまして内容の説明を申し上げます。一ページをお開きいただきたいと存じます。総則でございますが、第一条におきまして歳入歳出予算総額にそれぞれ三億五千六百八十四万五千円を追加いたしました。歳入歳出予算の総額を百八十六億六千二百八十八万八千円と定めようとするものでございます。次に、第二条で地方債の補正でございますが、内容につきましては第二表、地方債補正で御説明を申し上げます。

○ 二ページをお開きいただきたいと存じます。歳入につきまして説明を申し上げます。まず第一款、市税の市民税におきまして五千万円の追加は、個人市民税で二千万円と法人税三千万円との合計額で、修正申告等によりまして調定増でございます。市たばこ税の一千万円は前年度実績等に基づきます見込数値による調定増でございます。

○ 第三款の利子割交付金でございますが、一億四千六百八十万円の減額は都の市町村交付額が当初見込の三四％減になったことによりまして減額分でございます。

○ 第四款の自動車取得税交付金で、二千三百五十万円の減額は自動車取得税の減収によるものでございます。

○ 第九款の使用料及び手数料で、使用料におきまして二百万円の減額は市民会館使用料で、実績に基づきます減額、手数料の六百万円の増額は塵芥処理手数料で、収集量の増加等による調定増でございます。

○ 第十款、国庫支出金で国庫負担金の二千二百五十万円の減額は生活保護費臨時安定運営対策補助金八百十五万四千円と、熊川緑地（仮称）新設事業で、追加事業分の補助金四千九百二十七万四千円がございまして、それに、特定防衛施設周辺整備調整交付金の確定に基づきます増額分二千九百五十六万六千円、減額分といたしましては人数減等によりまして幼稚園就園奨励費補助金二百七十三万九千円がございまして、以上の相殺額でございます。

第十一款の都支出金は七千三百六十六万九千円の増額でございまして、都補助金におきましては六千九百四十二万五千円の増額、前年度の実績等を考慮し見込みました市町村調整交付金で一千六百万円、市町村振興交付金三千八百五十万円、さらに国庫支出金と同様に事務事業の確定によります精算及び追加で、増額分として移管保育所運営費補助金、保健事業補助金、健康まつり事業補助金、それに市民体育館窓枠等にかかりますスポーツレクリエーション施設建設費補助金三千三百四十九万九千円がございまして、減額分といたしましては、事業の未決定によります福生駅西口関係の都市計画道路整備特別交付金の減二千五百九十四万五千円がございまして、都補助金は以上の相殺額でございまして、委託金の四百二十四万四千円の増額は事務事業の確定によるものでございまして、都公害防止条例市委任事務費委託金、国土利用計画法監視区域事務費委託金等でございます。

第十二款、財産収入で二億八千二百七十二万円の増額は財産運用収入で、都市施設整備基金を初めとする九基金の積立金の利子収入でございます。

第十六款、諸収入では一千二百二十四万九千円の追加でございまして、市預金利子で七百二十四万九千円、これは歳計現金の預金利子収入でございます。雑入の五百万円は府中市からの収益事業均てん化配分金の確定によるものでございまして、以上の合計額が諸収入でございます。

第十七款、市債につきましては対象事業の実績に基づきます許可見込額の減額七百万円と、追加の積載事業として新たに認められました熊川緑地（仮称）新設事業債三千六百九十万円との相殺額でございます。

第十八款、特別地方消費税交付金は新たに創設されました科目でございまして、これは料理飲食税、料理飲食と消費税の名称が変更され、特別地方消費税となりました。その収入の五分の一を市町村へ都民税の徴収実績による案分で交付されることになったもので、今年度二百八十万円交付されることによるものでございます。

以上が歳入でございます。

四ページをお開きいただきたいと存じます。歳出についての説明を申し上げます。第一款、議会費の百八万三千円の追加は市議会議員の期末手当で、支給率の改定によります不足分でございます。

第二款の総務費の六千五百五十一万三千円の追加でございまして、増額分といたしましては庁舎建設基金への利子の積立七千七百一十万円、同じく退職手当特別負担金準備基金へ二百九十四万四千円、組織改正に伴う庁舎備品の購入、さらには特別職の期末手当分等の人件費がございまして、減額分といたしましては事業の精算によりますもので、人事管理費でパート賃金、広報費で配付委託料、企画調整費で調査委託料五百十五万円、市史編さん事業費におきまして四百一十一万四千円、交通安全対策費で拝島駅北口自転車駐車場用地買収費百三十九万六千円、幼稚園就園奨励費補助金の当初見込みとの差によります減額八百二十一万七千円がございまして、なお、庁舎建設基金の平成三年度末見込み額は二十四億九千七百三十三万三千円と定めてございます。

第三款、民生費でございますが、社会福祉費の一千六百万円の追加は国民健康保険特別会計におきまして、財源不足に対します繰出金でございます。児童福祉費の七百八十九万九千円の減額は福生、熊川保育園運営費の精算によるものでございまして、生活保護費の三千万円の減額は扶助費で当初見込との差によるものでございます。民生費は以上の額を相殺いたしまして、二千八百八十九万九千円の減額となります。

第四款、衛生費の清掃費におきまして一千三百八十四万六千円の追加は西多摩衛生組合負担金で、施設改良及びごみ処理費の増加によるものでございます。

第七款、商工費の百三十一万七千円の減額は商工会補助金で、人事異動によります人件費分でございます。

第八款、土木費でございますが、道路橋りょう費の百三十七万九千円の減額は下の川改修事業道路分、負担金の確定に伴うものでございます。都市計画費の七千九百七十七万二千円の追加は熊川緑地（仮称）新設事業で、補助金の追加交付を受けられることになりました用地買収費等の事業費一億五千一百七十七千円に、減額として今年度執行が不可能となりました福生駅西口関係の都市計画道路整備事業費二千五百九十四万五千円との相殺額でございます。住宅費の百三十七万三千円の追加は市営住宅等管理費への利子の積立でございます。土木費は以上の額を相殺いたしまして七千九百十六万六千円の補正額となるところでございます。

第九款、消防費の二百四十一万円の減額は、消防施設管理費の精算でございます。

第十款、教育費でございますが、教育総務費で二千三百九十五万三千円の増額は職員の手当等の
人件費と、学校施設等整備基金への利子の積立金二千三百八十九万二千円との合計額でございます。これ
により学校施設等整備基金の平成三年度末の見込み額は十九億四千二百八十八万四千円となるとござ
います。社会教育費の七百六十三万八千円の減額は国際交流基金から生じた利子の積立三百三十七万二
千円に、市民会館の調光設備改良事業等の事業費の精算によります減額分一千一百一十円との相殺額でござ
います。教育費は以上の額を相殺いたしましたして一千六百三十一万五千円の増額となります。

第十二款、諸支出金の基金費におきまして二億九千三百七十五万一千円の追加は土地開発基金で、一般
財源による積立一億二千万円と、各基金の積立からの利子の積立で、都市施設整備基金一億六千六十万六
千円、財政調整基金七百八十一万二千円、それと、ふるさと基金への積立金五百三十三万三千円との合計
額でございます。この結果、各基金の平成三年度末見込み額は土地開発基金六億九千九十万五千円、都市施
設整備基金六十九億九百九十九万八千円、財政調整基金九億七千二百六十六万六千円、ふるさと基金二億二千六百
十萬四千円となります。なお、特定目的基金九基金の平成三年度末見込み額は百二十八億三千六百八十八
万三千円となるとございます。次に、予備費でございますが、八千四百一十三万三千円の減額は歳出充
当によります財源調整によるものでございます。

以上が今回の歳出補正予算の内容でございます。補正額は三億五千六百八十四万五千円で、歳出予算
総額は百八十六億六千二百八十八万八千円と相なる次第でございます。

次に、六ページを開きいただきたく存じます。第二表の地方債補正でございますが、これは対象事
業費の追加及び変更によりまして限度額を二億七千二百八十万円から三億二百七十万円に変更しようとす
るものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては補正前と同様でございます。
以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますよ
うお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十七号は、総務、建設、厚生
の三常任委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十七号は、総務、建設、厚生
の三常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第三十八号 平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算

（第四号）を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第三十八号 平成三年度福生市国民健康保
険特別会計補正予算（第四号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。
今回の補正予算につきましては、さきの補正二号予算の減額等に関連いたしました国都の支出金等の変
更申請に基づく額の確定、さらには風邪の流行などに伴いまして医療費の増が見込まれ、一般会計からの
繰入金をお願いするものでございます。

恐れ入りますが五五ページを開き願いたいと思います。初めに総則について御説明申し上げます。第
一条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ五千九十九万一千円を減額し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億四千六百四十五万五千円と定めようとするものでございます。

次に五七ページを開き願います。第一表、歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。初め

に歳入でございしますが、第二款、国庫支出金の国庫負担金三千九百十四万八千円の減額は、国の療養給付費等の変更申請による額の確定に伴う減額でございします。

第三款の医療給付費交付金七百八十八万九千円は歳出関連の退職者の療養給付の増による交付金でございします。

第四款、都支出金三千五百七十三万二千円は財政調整補助金の確定による減額でございします。

第六款、繰入金の一千六百万円につきましては療養給付費等の財源に不足が見込まれますもので、一般会計から繰り入れをお願いするものでございします。

次に、歳出について御説明申し上げます。第二款、保健給付費の療養諸費一千五百六十万五千円は一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費でございまして、風邪などによる療養費の不足が見込まれること、さらには高額療養費の六百四十一万二千円につきましても療養費の増による不足が見込まれるためにお願ひするものでございします。

第八款、予備費の七千三百万八千円の減額は財源調整させていただいたものでございします。

以上、大変雑駁な御説明でございしますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

○これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（原 敏子君） 歳入の六二ページにあります国庫支出金と都の支出金の減額についてなんですけれども、最初の部長の説明では医療費が風邪とか何とかで上がってくると、それでということがありましたが、その割にの国庫支出金の療養給付費と負担金は減額になる、この都の補助金の財政調整補助金というのは、当初でも前年度比七百万円ほど減額して組んでありますよね。これを、この補正でまた三千五百万円ほど減額するわけですけれども、そうすると、この都の財政調整補助金というものの先行きですね、これはほとんど減らされて、減らされていいますか、この本来の財政調整補助金というものの目的というのでしょうか、そこら辺のものをひとつ教えていただきたいのと、療養費が上がっているのになぜ国の

支出金が減額になっていくのかという、そのところをちょっと教えてください。

○市民部長（岩崎好亮君） まず、都の財政調整金でございしますけれども、これは東京都の施策といえますか、国保に対する補助の額が、前は四分の二だったのが八分の二になり、変えますと四分の一ということで、そのことによりまして毎年毎年減額していくという傾向になると、いわゆる補助の基準が下がってき

たということでございます。それから次に、この場合医療費がふえているのになぜ国都支出金が減っているのかということでございますが、先ほどもちょっと申し上げましたのですが、実は補正二号のときに老人健康の拠出金が減額をしまして、一般的には六千六百万円ほど減額したのですが、それに対応になるものとして、本来は十二月の補正のときに対になることだったのですけれども、国や都のいわゆる書類の申請の手続き等がございまして今日になってしまつて、その分だけ国の補助金、あるいは都の補助金が減ってきたということでございます。以上です。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第三十八号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よつて議案第三十八号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第三十五 議案第三十九号 平成三年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第三十九号 平成三年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、下水道使用料の増に伴うもの及び事業の執行に伴う精算的なものが主なものでございます。また、事業の実績に基づきまして地方債の変更をお願いしようとするものでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが七三ページをお開きいただきたいと存じます。総則でございますが、第一条におきまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ一千五百六万五千円を増額し、歳入歳出予算の総額を二十四億二千二百八十三万七千円と定めようとするものでございます。内訳といたしましては、第一表歳入歳出予算補正で後ほど御説明申し上げます。第二条では地方債につきまして、事業の精算及び見込みが得られたことによりまして限度額の変更をお願いしようとするものでございます。

次に、七四ページをお開きいただきたいと存じます。第一表、歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。歳入でございますが、分担金及び負担金で七十一万円の減額補正は、下水道受益者負担金において、農地等で徴収猶予されていた土地が猶予理由が消滅したことにより六十六万九千円の増額と、下水道費負担金としまして百三十七万九千円の減額で、これは下の川改修工事の実績に基づき精査した結果、一般会計からの道路分の負担金が減額となるものでございます。

次に、使用料及び手数料の三千四百九十九万三千円の増額補正は下水道使用料で、使用水量が当初見込みより二・七八％、約二十三万三千立方メートルの増量が見込まれることによるものでございます。

次に、国庫支出金で八百七十七万三千円の減額補正は、事業の実績に基づく補助対象事業費の減に伴う下の川改修事業補助金の減額分でございます。

次に、都支出金で十七万円の増額補正は下水道管渠埋設費補助金で、これは補助対象事業費の増に伴うものでございます。

次に、諸収入で百六十八万五千円の増額補正は預金利子で、歳計現金預金利子百八十七万二千円の増額

と、消費税還付金十八万七千円の減額で、これは平成二年度決算に基づき、消費税還付金が確定したことによるものでございます。

次に、市債で一千六百万円の減額補正は公共下水道事業債で、歳出関連事業の実績及び見込みが得られたことによりまして一千五百十万円の減額と、流域下水道事業債で建設負担金の確定に基づき九十万円を減額しようとするものでございます。流域下水道事業債につきましては、当初予定されていましたが用地買収事業等が取りやめとなり、処理場における植栽事業のみを実施した結果、建設負担金が大幅な減となり、それに伴う市債の借入れがなくなりましたものでございます。

以上、歳入合計二十四億二千二百八十三万七千円と相なるものでございます。

次に、七五ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございますが、総務費で一千九百九千円の増額補正でございますが、主な内容といたしまして多摩川上流流域下水道維持管理負担金で、汚水の処理水量の増が見込まれることから増額しようとするものでございます。

次に、事業費で一千二百三十二万九千円の減額補正でございますが、内訳といたしまして管渠費で四百四十九万九千円、下の川改修事業費で六百八十四万八千円、流域下水道費で九十八万二千円をそれぞれ減額しようとするものでございます。主な内容といたしましては、管渠費では昭島市残堀二号幹線築造工事負担金で、延長及び復旧工事の増が生じ、また、地下埋設物等移設補償料で、予定していた事業量が減となったこと、下の川改修事業費では工事請負費で施工方法の変更に伴い減が生じたためでございます。また、流域下水道費では多摩川上流流域下水道建設事業負担金で、処理場の植栽事業等に伴う負担金の確定によるものでございます。

次に、予備費でございますが、三百八十八万五千円の財源調整をするものでございます。

以上、歳出合計二十四億二千二百八十三万七千円と相なるものでございます。

次に、七六ページをお開きいただきたいと存じます。第二表、地方債の補正でございますが、これは対象事業費の変更により公共下水道事業債限度額四億三十万円を三億八千五百二十万円に、流域下水道事業債限度額九十万円をゼロ円にそれぞれ変更しようとするものでございます。流域下水道事業債につきまし